

『協働のまちづくり』に 取り組む団体の紹介

PART
15

熊石介護者と共に歩む会

今月は、会長の平井稲子さんと幹事の佐藤ミヤ子さんにお話を聞きました。

この会が設立された経緯は？

当初は認知症や寝たきり高齢者などを介護されている家族の方々と保健師による小さな集いでしたが、北海道向け老人を支える会（当時）の立野新平先生から、「介護者の輪を作ろう」との熱心な働きかけがあり、森町認知症の人と共に歩む会の瀬戸会長、中村



あわびの里フェスティバルへの出店

どのような活動をされていますか？

会員は、現在46名で、現在介護中の方や介護経験者と会の趣旨に賛同していただける方で構成されています。活動は主に年8回の例会です。茶話会の形式で、参加者同士で介護の悩みや経験を語りくばらんに話して、聴いて、思いを同じくすることで自然と気持ちが楽になっていきます。参加者からは「例会に来てよかった、話してよかった」との声が多く聞かれます。

また、町のイベントにも積極的に参加しており、なかでも毎年熊石あわびの里フェスティバルに協賛して売店を出しています。いかめし、いか焼きは好評で、おかげさまで毎年完売となっています。行政に負担をかけないようにしようという会の趣旨から、売り上げの全ては活動資金となっています。



例会の様子

今後に向けて

介護の悩みは千差万別でベストの答えはありません。あまり力まず、頑張りすぎず、自分を大事にしながら、適度に息抜きをするという事を心がけて、一人で悩まずに気軽に声をかけてください。若い方や男性にも介護を知ってほしいと思っていますし、興味がある方はぜひ例会に参加してみてください。

今年設立10周年を迎えることができたのも地域の皆さんの温かい支援と協力があったこと。これからも、地域に根差して介護者と共に悩みや苦勞を分かち合い支えていきたいと思えます。



法テラス八雲通信 vol.17

原発と時効

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 了導



■平成23年3月11日、東日本大震災が起こりました。この震災は、原発による広範な損害を生じたという点でこれまで我が国が体験したことがない災害でした。被害者の方々も避難等により全国に散らばり、原発被害は全国的な問題になっています。

■ところで、このコラムでも何度か触れたことのある法律上の制度として「消滅時効」というものがあります。消滅時効とは、端的に言えば、一定期間権利行使をしない状態が継続した場合、権利が消滅してしまうことがあるというものです。例えば不法行為（交通事故等）による損害賠償は、損害の発生及び加害者を知ったときから3年で消滅時効が成立するとされています。

■では、東日本大震災に伴う原発事故による損害についてはどうなるのでしょうか。原発事故による損害は、一般的には不法行為に基づく損害であると考えられています。そのため、3年で消滅時効が成立するのではないかと、問題となるのです。

■これについては、現在、原発事故による損害の時効を延長する特例法の制定が検討されています（10月15日現在）。また、加害者が原発事故について消滅時効を主張しないという点も考えられます。しかし、消滅時効の問題を別にしても、事故から時間が経過すればするほど、証拠は散逸し、被害の立証が難しくなるのも事実です。そこで、もし、皆さんの周りに原発事故のために避難や転居を余儀なくされた方がおられたら、ぜひ一度、原発による損害賠償を受ける余地がないか検討するよう声をかけてみて頂きたいと思えます。

■当事務所でも、原発損害賠償に関する相談を承っております。ご相談を希望される方は、「法テラス八雲法律事務所（☎050-33383-8366）」までお気軽に相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所（☎050-33383-5563）」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。